

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

平成 25 年 6 月 7 日

収支等命令者

佐賀県出納局会計課長 真 田 博 光

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 電子収納システム用サーバ機器等賃貸借
- (2) 契約の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から平成 30 年 12 月 31 日まで
- (4) 履行場所 佐賀県出納局会計課が指定した場所及び受託者の申請により当課が認めた場所

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

エ 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

オ 佐賀県発注の契約に係る入札資格参加停止処分を受けている者でないこと。

カ 当該物品の納入後、保守サービスを提供することができる者であること。

キ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### 3 入札手続に関する事項

#### (1) 担当課

佐賀県出納局会計課電算担当(本館1階)

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7160

FAX番号 0952-25-7157

電子メールアドレス kaikei@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間

平成25年6月7日(金)から同年7月12日(金)まで佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)に掲載する。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、(1)まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けること。

イ 提出期限

平成25年7月12日(金)午後5時(郵送の場合には、同日の午後5時までに必着のこと。)

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、平成25年7月19日(金)までに通知する。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ その他本件業務に着手又は本件業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 25 年 7 月 26 日(金)午前 10 時(入札を郵送で行う場合には、「電子収納システム用サーバ機器等賃貸借に係る入札書在中」と表書きし、同月 25 日(木)午後 5 時までに(1)に必着のこと。)

イ 場所

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 新行政棟 11 階 112 号会議室

(6) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(7) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成 4 年佐賀県規則第 35 号)第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は确实と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。） 券面金額

(イ) 銀行又は确实と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(オ) 銀行又は确实と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は确实と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 佐賀県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。

(8) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(9) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別に定める入札書により、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別に定める委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の105を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に105分の100を乗

じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」を、末尾に「-」の記号を付記すること。

(10) 落札者の決定方法

ア 佐賀県財務規則第 105 条の規定により作成された予定価格に 105 分の 100 を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは当該入札者にくじを引かせ、落札者となるべき者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第 1 回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、日を改めて行う。

エ 入札は原則 3 回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(11) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札価格の記載において、(9)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ク 民法(明治29年法律第89号)第95条により無効と認められるものを提出した者

ケ 1人で2以上の入札をした者

コ 代理人でその資格のないもの

サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(12) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができない。

(13) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

#### (14) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として1週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とする。

### 4 その他

(1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書の作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、3の(7)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

ウ 佐賀県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金を免除する。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 詳細は、入札説明書による。

(6) この公告に掲げる入札及び契約を中止する場合は、佐賀県公報により公告する。

### 5 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Lease of server equipment for an electronic storage system

(2) Contract period:

From the day the contract is signed to December 31st, 2018.

(3) Access to tender instructions:

Available for download from the Saga Prefectural Government website (URL: <http://www.pref.saga.lg.jp/>) from Friday, June 7, 2013 to Friday, July 12, 2013.

(4) Time and location for the opening of bids and tenders:

Time : Friday, July 26, 2013 from 10 a.m.

Location : Meeting Room 112 (11th floor of New Administrative Building) Saga Prefectural Government 1-1-59 Jonai, Saga City, Saga Prefecture

Tender submission – All tenders must be submitted in person or by mail.

If sending by mail, tenders must be received by Thursday, July 25, 2013 at 5 p.m.

Please write on the envelope, “Contains tender for the lease of server equipment for an electronic storage system